

# 生徒のきまり

高石市立高石中学校

## 第1章

きまりの目的

第1条 生徒が基本的な生活習慣・マナーを身につけ、主体的に参加できるという観点から必要な事項を定めたものである。

## 第2章

学校生活に関すること

第2条 始業及び下校時間について

予鈴 8時25分 本鈴 8時30分

一般下校 17時00分

クラブ下校 11月・12月・1月・2月 17時00分  
3月～10月 17時30分

第3条 遅刻

8時30分に教室で確認をする。一時帰宅は安全上認めてない。

第4条 服装

1. 学校が定める制服を、正しく着用すること。（移行期間は設けない）

(1) プレザー・長袖ニットシャツ・半袖ポロシャツ

ズボン・スカート・キュロットスカート

リボン・ネクタイの着用は、年間を通して生徒判断とする。

ただし、式典時は必ず着用すること。

(2) 年間を通して、黒・紺色・Vネックセーターの着用は可とする。

長袖Vネックセーターについては無地（ライン等不可）が望ましい。

ベストも着用することができる。

2. 名札に関して

学校指定の名札を左胸に付ける（校内のみ）

3. 登下校時の靴に関して

ひも運動靴。色は自由とする。

4. 靴下に関して

黒・紺・白を基調としたもの。ワンポイントは可。

くるぶしソックスについては、色・柄ともに自由とする。

タイツについては、黒・紺・茶系統のものとする。

5. カバンに関して

自由とする。

6. 防寒着に関して

着用期間は、11月頃～3月頃まで。

基本的に色や柄の指定はないが、高価なものや華美なものは着用しない。

登下校のみの着用は認めているが、校内での着用は認められない。

第5条 頭髪

- (1) 脱色・染色・パーマは認められない。
- (2) 髪のコムやピンについては黒・紺・茶を基調したものとする。

第6条 装飾品

認めていない。

第7条 自転車通学

認めていない。ただし、ケガや特別な理由がある場合は、保護者からの連絡があった段階で認められる場合がある。

第8条 その他

携帯電話やスマートフォン、スマートウォッチなどの電子機器は校内に持ち込まないこと。ハンディファンなども同様である。

**第3章** 校外での生活に関すること

第9条 繁華街や大型ショッピングセンターへの出入りは特に気を付け、トラブルを起こしたり巻き込まれたりしないように注意すること。

第10条 映画、その他の興行物の観覧は保護者同伴または保護者の指導を受けること。

**第4章** 改定について

第11条 このきまりを改訂する場合は、校則検討委員会で改訂し運営していくものとする。